

## 所得控除の種類及び控除額

控除の種類	内 容	控 除 額
雑損控除	納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得が一定金額以下の者が有する資産について、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合	次のうち、いずれか多い方 ①（損失額－保険金等による補てん額）－総所得金額等の合計額×1/10 ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	納税義務者が自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合	①医療費の金額－保険金等による補てん額 ②総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い金額 医療費控除額＝①－② （最高200万円）
社会保険料控除	納税義務者が自己又は生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料を支払った場合、又は納税義務者の給与から差し引かれる場合	支払った金額又は給与から差し引かれる金額
小規模企業共済等掛金控除	納税義務者が小規模企業共済制度に基づく掛金等を支払った場合	支払った金額
生命保険料控除	納税義務者が保険金、年金等の受取人のすべてを自己又は配偶者その他の親族とする生命保険契約等の保険料又は掛金を支払った場合	下表のとおり
地震保険料控除	納税義務者が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を目的とし、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額を補てんする損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合	支払った保険料の1/2 （最高25,000円）  *旧長期損害保険料に係る経過措置あり（下表参照）
損害保険料控除	納税義務者が自己又は生計を一にする配偶者その他の親族が有する居住用家屋や生活用動産を目的とする損害保険契約等の保険料を支払った場合、若しくは疾病等の治療費を補てんする損害保険契約等の保険料を支払った場合	下表のとおり

\* 平成20年度分から廃止（ただし、平成18年末までに締結した旧長期損害保険契約には経過措置あり）

障害者控除	納税義務者が障害者である場合又は控除対象配偶者及び扶養親族のうちに障害者がいる場合	障害者1人につき 26万円 特別障害者である場合は 30万円 うち同居である場合は 53万円
寡婦(寡夫)控除	納税義務者自身が寡婦又は寡夫である場合(下表参照)	26万円(特定の寡婦である場合には 30万円)
勤労学生控除	納税義務者自身が勤労学生である場合	26万円
配偶者控除	納税義務者に控除対象配偶者がある場合	①老人控除対象配偶者 (年齢 70歳以上) 38万円 ②上記以外 33万円
配偶者特別控除	納税義務者(合計所得金額が 1,000万円以下)と生計を一にする配偶者(他の者の扶養親族とされる者、控除対象配偶者に該当する者等を除き、合計所得金額が 38万円超 76万円未満の者)がある場合	下表のとおり
扶養親族	納税義務者に扶養親族がある場合	扶養親族1人につき ①特定扶養親族(年齢 19歳以上 23歳未満) 45万円 ②老人扶養親族(年齢 70歳以上) 38万円 ③同居老親等扶養親族 45万円 ④年少扶養親族(年齢 16歳未満) 0円(控除対象外) ⑤上記以外の扶養親族 33万円
基礎控除	全ての納税義務者	33万円

＊生命保険料控除額計算表

平成 24 年 1 月 1 日以降に契約締結（更新）した生命保険料について新制度が適用されます。

平成 23 年 12 月 31 日以前に契約締結した生命保険料については、平成 24 年 1 月 1 日以降も旧制度が適用されます。

旧制度

従前の計算方法が適用されます。

支払った保険料の金額	生命保険料控除額
15,000 円以下	支払った保険料全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×1/2+ 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

※一般の生命保険・個人年金 あわせて 70,000 円が限度

新制度

一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について、次の表のとおり計算します。

支払った保険料の金額	生命保険料控除額
12,000 円以下	支払った保険料全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2+ 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

※一般の生命保険・個人年金・介護 の控除限度額は 28,000 円ですが、合計した場合は 70,000 円が限度

＊地震保険料控除額計算表

控除内容	控除額	
①地震保険料	支払った保険料の 1/2	
②旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払った保険料全額
	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円
① ② 両方がある場合	① ②それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高 25,000 円)	

- ・経過措置の対象となる長期損害保険契約等は、次の要件をすべて満たすものとなります。
  - 1) 平成 18 年末日までに締結した契約
  - 2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が 10 年以上の契約
  - 3) 平成 19 年 1 月 1 日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの
- ・経過措置の対象となる長期損害保険契約等が地震保険料控除の対象となる損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。  
(①・②どちらか一方の控除しか受けられません)

＊寡婦及び寡夫の範囲

要件	寡 婦		寡 夫
死別・離別の区分	夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者	夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者	妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者
扶養親族等の有無	扶養親族又はその者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の総所得金額等が所得税の基礎控除額（38万円）以下のものを有していること	扶養親族等の有無を問わない	その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の総所得金額等が所得税の基礎控除額（38万円）以下のものを有していること
所得制限	所得制限なし （前年の合計所得金額が500万円以下であれば特別の寡婦に該当）	前年の合計所得金額が500万円以下	

＊障害者控除関係

特別障害者とは、障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある人をいいます。

（例）身体障害者手帳に記載されている障害の等級が1級又は2級

精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が1級

＊勤労学生控除関係

勤労学生とは、学校教育法等の法律に規定する学校等の生徒で、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（給与所得等）を有する者のうち、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下である者をいいます。

＊配偶者控除・配偶者特別控除関係

控除対象配偶者とは、納税義務者の妻又は夫（内縁関係の者は含まれません。）で、生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので青色事業専従者給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が 38 万円以下である者をいいます。

＊配偶者特別控除額一覧表

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額
380,001 ～ 449,999	3 3 万円
450,000 ～ 499,999	3 1 万円
500,000 ～ 549,999	2 6 万円
550,000 ～ 599,999	2 1 万円
600,000 ～ 649,999	1 6 万円
650,000 ～ 699,999	1 1 万円
700,000 ～ 749,999	6 万円
750,000 ～ 759,999	3 万円
760,000 ～	0